

富士見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2019

1 目的

富士見町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要です。

このため、富士見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的します。

2 位置付け

アクションプログラムは、富士見町耐震改修促進計画を補完する施策として定めるものであり、同計画の別紙として位置付けるものとします。

3 取組内容・目標・実績

| 計画 | 平成31年度取組内容 | 平成31年度目標 |
|------|---|---|
| | <p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 木造住宅の耐震診断費を町が全額補助 ii) 木造住宅の耐震改修費の一部を町が補助(上限100万円) <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・対象住宅900件にダイレクトメールを送付します。なお、平成32年度までに対象住宅全戸への送付を完了します。 ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告時にパンフレット等で耐震改修を促します。 ・耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話等の方法により耐震改修を促します。 iii) 改修事業者の技術力向上等 <ul style="list-style-type: none"> ・県と協力し、改修事業者の技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)の向上に係る説明会等を実施します。 ・耐震改修事業者リストを作成し、公表します。 iv) 一般への普及周知 <ul style="list-style-type: none"> ・富士見町の広報、ホームページ、有線放送等を通じて耐震改修の必要性について周知します。 ・一般の住民を対象とした説明会・セミナー等を行います。 ・パンフレットやチラシを作成し、配布します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:10件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:3件 |
| | | 昨年度までの実績 |
| | | 実施していません |
| 自己評価 | 前年度(平成30年度)の取組実績 | 前年度(平成30年度)の課題 |
| | 実施していません | |
| | | 改善策 |
| | | |

富士見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2020

1 目的

富士見町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要です。

このため、富士見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的します。

2 位置付け

アクションプログラムは、富士見町耐震改修促進計画を補完する施策として定めるものであり、同計画の別紙として位置付けるものとします。

3 取組内容・目標・実績

| 計画 | 令和2年度取組内容 | 令和2年度目標 |
|------|---|--|
| | <p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 木造住宅の耐震診断費を町が全額補助 ii) 木造住宅の耐震改修費の一部を町が補助(上限100万円) <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・対象住宅900件にダイレクトメールを送付します。なお、平成32年度までに対象住宅全戸への送付を完了します。 ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告時にパンフレット等で耐震改修を促します。 ・耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話等の方法により耐震改修を促します。 iii) 改修事業者の技術力向上等 <ul style="list-style-type: none"> ・県と協力し、改修事業者の技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)の向上に係る説明会等を実施します。 ・耐震改修事業者リストを作成し、公表します。 iv) 一般への普及周知 <ul style="list-style-type: none"> ・富士見町の広報、ホームページ、有線放送等を通じて耐震改修の必要性について周知します。 ・一般の住民を対象とした説明会・セミナー等を行います。 ・パンフレットやチラシを作成し、配布します。 | <p>・木造住宅の耐震診断費補助戸数:10件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:3件</p> <p>昨年度までの実績</p> <p>平成31(令和元)年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:7件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:1件 |
| 自己評価 | <p>前年度(平成31(令和元)年度)の取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> i) ・対象住宅のうち、900件にダイレクトメールを送付。 ii) ・耐震診断結果報告時にパンフレット等で耐震改修補助事業の制度周知を実施。また、耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話等の方法により耐震改修補助事業の制度周知を実施。 iii) ・県と協力し、改修事業者の技術力の向上に係る説明会(木造住宅耐震リフォーム達人塾)を実施。耐震改修事業者リストを公表。 iv) ・町の広報、ホームページへの掲載、チラシ配布等を通じて耐震改修補助事業の制度周知を実施。一般の住民を対象とした説明会(生活展)を実施。 | <p>前年度(平成31(令和元)年度)の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標値には達していないため、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。 <p>改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続きダイレクトメールの送付を行うとともに、各イベントや広報誌等を利用した制度周知を積極的に推進する。 |

富士見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2021

1 目的

富士見町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要です。

このため、富士見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的します。

2 位置付け

アクションプログラムは、富士見町耐震改修促進計画を補完する施策として定めるものであり、同計画の別紙として位置付けるものとします。

3 取組内容・目標・実績

| 計画 | 令和3年度取組内容 | 令和2年度目標 |
|------|--|--|
| | <p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 木造住宅の耐震診断費を町が全額補助 ii) 木造住宅の耐震改修費の一部を町が補助(上限100万円) <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・地元区・集落組合をととしたパンフレットの配布や回覧板による耐震化促進を行います。 ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告時にパンフレット等で耐震改修を促します。 ・耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話等の方法により耐震改修を促します。 iii) 改修事業者の技術力向上等 <ul style="list-style-type: none"> ・県と協力し、改修事業者の技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)の向上に係る説明会等を実施します。 ・耐震改修事業者リストを作成し、公表します。 iv) 一般への普及周知 <ul style="list-style-type: none"> ・富士見町の広報、ホームページ、有線放送等を通じて耐震改修の必要性について周知します。 ・一般の住民を対象とした説明会・セミナー等を行います。 ・パンフレットやチラシを作成し、配布します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数: 30件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数: 2件 |
| | | 昨年度までの実績 |
| | | <p>平成31(令和元)年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数: 7件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数: 1件 <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数: 13件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数: 0件 |
| 自己評価 | 前年度(令和2年度)の取組実績 | 前年度(令和2年度)の課題 |
| | <ul style="list-style-type: none"> i) ・対象住宅のうち、900件にダイレクトメールを送付。 ii) ・耐震診断結果報告時にパンフレット等で耐震改修補助事業の制度周知を実施。また、耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話等の方法により耐震改修補助事業の制度周知を実施。 iii) ・県と協力し、改修事業者の技術力の向上に係る説明会(木造住宅耐震リフォーム達人塾)を実施。耐震改修事業者リストを公表。 iv) ・町の広報、ホームページへの掲載、チラシ配布等を通じて耐震改修補助事業の制度周知を実施。一般の住民を対象とした説明会(役場ロビー)を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断件数は目標値(10件)に達したが、改修工事は目標値に達していないため、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。 |
| | | 改善策 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットや回覧板による耐震化促進を行うとともに、各イベントや広報誌等を利用した制度周知を積極的に推進する。 |

富士見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2022

1 目的

富士見町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要です。

このため、富士見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的します。

2 位置付け

アクションプログラムは、富士見町耐震改修促進計画を補完する施策として定めるものであり、同計画の別紙として位置付けるものとします。

3 取組内容・目標・実績

| 計画 | 令和4年度取組内容 | 令和4年度目標 |
|------|--|---|
| | <p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 木造住宅の耐震診断費を町が全額補助 ii) 木造住宅の耐震改修費の一部を町が補助(上限100万円) <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・地元区・集落組合をとおしたパンフレットの配布や回覧板による耐震化促進を行います。 ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告時にパンフレット等で耐震改修を促します。 ・耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話等の方法により耐震改修を促します。 iii) 改修事業者の技術力向上等 <ul style="list-style-type: none"> ・県と協力し、改修事業者の技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)の向上に係る説明会等を実施します。 ・耐震改修事業者リストを作成し、公表します。 iv) 一般への普及周知 <ul style="list-style-type: none"> ・富士見町の広報、ホームページ、有線放送等を通じて耐震改修の必要性について周知します。 ・一般の住民を対象とした説明会・セミナー等を行います。 ・パンフレットやチラシを作成し、配布します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:20件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:2件 |
| | | 昨年度までの実績 |
| | | <p>平成31(令和元)年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:7件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:1件 <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:13件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:0件 <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:19件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:2件 |
| 自己評価 | 前年度(令和3年度)の取組実績 | 前年度(令和3年度)の課題 |
| | <ul style="list-style-type: none"> i) ・地元区・集落組合をとおして回覧板により耐震促進を実施。 ii) ・耐震診断結果報告時にパンフレット等で耐震改修補助事業の制度周知を実施。また、耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、電話等の方法により耐震改修補助事業の制度周知を実施。 iii) ・県と協力し、改修事業者の技術力の向上に係る説明会(木造住宅耐震リフォーム達人塾)を実施。耐震改修事業者リストを公表。 iv) ・町の広報、ホームページへの掲載、チラシ配布等を通じて耐震改修補助事業の制度周知を実施。一般の住民を対象とした説明会(役場ロビー)を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断、耐震改修ともに前年度より件数は増加しているが、目標値には達していないため、引続き補助制度の利用促進を図る必要がある。 |
| | | 改善策 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットや回覧板による耐震化促進を行うとともに、各イベントや広報誌等を利用した制度周知を積極的に推進する。 |

富士見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1 目的

富士見町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要です。

このため、富士見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的します。

2 位置付け

アクションプログラムは、富士見町耐震改修促進計画を補完する施策として定めるものであり、同計画の別紙として位置付けるものとします。

3 取組内容・目標・実績

| 計画 | 令和5年度取組内容 | 令和5年度目標 |
|------|---|--|
| | <p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 木造住宅の耐震診断費を町が全額補助 ii) 木造住宅の耐震改修費の一部を町が補助(改修工事:上限100万円、除却工事:上限83.8万円) <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・地元区・集落組合をとおしたパンフレットの配布や回覧板による耐震化促進を行います。 ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告時にパンフレット等で耐震改修を促します。 ・耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話等の方法により耐震改修を促します。 iii) 改修事業者の技術力向上等 <ul style="list-style-type: none"> ・県と協力し、改修事業者の技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)の向上に係る説明会等を実施します。 ・耐震改修事業者リストを作成し、公表します。 iv) 一般への普及周知 <ul style="list-style-type: none"> ・富士見町の広報、ホームページ、有線放送等を通じて耐震改修の必要性について周知します。 ・一般の住民を対象とした説明会・セミナー等を行います。 ・パンフレットやチラシを作成し、配布します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:20件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:4件 |
| | | 昨年度までの実績 |
| | | <p>平成31(令和元)年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:7件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:1件 <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:13件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:0件 <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:19件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:2件 <p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:10件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:0件 |
| 自己評価 | 前年度(令和4年度)の取組実績 | 前年度(令和4年度)の課題 |
| | <ul style="list-style-type: none"> i) ・地元区・集落組合をとおして回覧板により耐震促進を実施。 ii) ・耐震診断結果報告時にパンフレット等で耐震改修補助事業の制度周知を実施。また、耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話等の方法により耐震改修補助事業の制度周知を実施。 iii) ・県と協力し、改修事業者の技術力の向上に係る説明会(木造住宅耐震リフォーム達人塾)を実施。耐震改修事業者リストを公表。 iv) ・町の広報、ホームページへの掲載、チラシ配布等を通じて耐震改修補助事業の制度周知を実施。一般の住民を対象とした説明会(役場ロビー)を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断、耐震改修ともに目標値には達していないため、引続き補助制度の利用促進を図る必要がある。 |
| | | 改善策 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットや回覧板による耐震化促進を行うとともに、各イベントや広報誌等を利用した制度周知を積極的に推進する。 |

富士見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2024

1 目的

富士見町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要です。

このため、富士見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的します。

2 位置付け

アクションプログラムは、富士見町耐震改修促進計画を補完する施策として定めるものであり、同計画の別紙として位置付けるものとします。

3 取組内容・目標・実績

| 計画 | 令和6年度取組内容 | 令和6年度目標 |
|------|---|---|
| | <p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 木造住宅の耐震診断費を町が全額補助 ii) 木造住宅の耐震改修費の一部を町が補助(改修工事:上限100万円、除却工事:上限83.8万円) <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ダイレクトメールや地元区・集落組合をとおしたパンフレットの配布や回覧板による耐震化促進を行います。 ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告時にパンフレット等で耐震改修を促します。 ・耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話等の方法により耐震改修を促します。 iii) 改修事業者の技術力向上等 <ul style="list-style-type: none"> ・県と協力し、改修事業者の技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)の向上に係る説明会等を実施します。 ・耐震改修事業者リストを作成し、公表します。 iv) 一般への普及周知 <ul style="list-style-type: none"> ・富士見町の広報、ホームページ、有線放送等を通じて耐震改修の必要性について周知します。 ・一般の住民を対象とした説明会・セミナー等を行います。 <p>パンフレットやチラシを作成し、配布します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:10件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:5件 ・木造住宅の除却費補助戸数:2件 |
| | 前年度(令和5年度)の取組実績 | 前年度(令和5年度)の課題 |
| 自己評価 | <ul style="list-style-type: none"> i) 対象住宅所有者に対しダイレクトメールを送付し耐震促進を実施。 ii) 耐震診断結果報告時にパンフレット等で耐震改修補助事業の制度周知を実施。また、耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、電話等の方法により耐震改修補助事業の制度周知を実施。 iii) 県と協力し、改修事業者の技術力の向上に係る説明会(木造住宅耐震リフォーム達人塾)を実施。耐震改修事業者リストを公表。 iv) 町の広報、ホームページへの掲載、チラシ配布等を通じて耐震改修補助事業の制度周知を実施。一般の住民を対象とした説明会(役場ロビー)を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修件数は前年度より増加しているが、耐震診断、耐震改修ともに目標値には達していないため、引続き補助制度の利用促進を図る必要がある。 |
| | | 改善策 |

富士見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1 目的

富士見町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要です。

このため、富士見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的します。

2 位置付け

アクションプログラムは、富士見町耐震改修促進計画を補完する施策として定めるものであり、同計画の別紙として位置付けるものとします。

3 取組内容・目標・実績

| 計画 | 令和7年度取組内容 | 令和7年度目標 |
|------|---|--|
| | <p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 木造住宅の耐震診断費を町が全額補助 ii) 木造住宅の耐震改修費の一部を町が補助(改修工事:上限115万円、除却工事:上限978.6万円) <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ダイレクトメールや地元区・集落組合をとおしたパンフレットの配布や回覧板による耐震化促進を行います。 ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告時にパンフレット等で耐震改修を促します。 ・耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話等の方法により耐震改修を促します。 iii) 改修事業者の技術力向上等 <ul style="list-style-type: none"> ・県と協力し、改修事業者の技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)の向上に係る説明会等を実施します。 ・耐震改修事業者リストを作成し、公表します。 iv) 一般への普及周知 <ul style="list-style-type: none"> ・富士見町の広報、ホームページ、有線放送等を通じて耐震改修の必要性について周知します。 ・一般の住民を対象とした説明会・セミナー等を行います。 ・パンフレットやチラシを作成し、配布します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:10件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:5件 ・木造住宅の除却費補助戸数:2件 |
| | 昨年度までの実績 | <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:19件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:2件 <p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:10件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:0件 <p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:5件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:2件 <p>令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:15件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:2件 除却費補助戸数:1件 |
| 自己評価 | 前年度(令和6年度)の取組実績 | 前年度(令和6年度)の課題 |
| | <ul style="list-style-type: none"> i) ・対象住宅所有者に対しダイレクトメールを送付し耐震促進を実施。 ii) ・耐震診断結果報告時にパンフレット等で耐震改修補助事業の制度周知を実施。また、耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、電話等の方法により耐震改修補助事業の制度周知を実施。 iii) ・県と協力し、改修事業者の技術力の向上に係る説明会(木造住宅耐震リフォーム達人塾)を実施。耐震改修事業者リストを公表。 iv) ・町の広報、ホームページへの掲載、チラシ配布等を通じて耐震改修補助事業の制度周知を実施。一般の住民を対象とした説明会(役場ロビー)を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断件数は前年度より増加しているが、耐震改修は目標値には達していないため、引続き補助制度の利用促進を図る必要がある。 |
| | | 改善策 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットや回覧板による耐震化促進を行うとともに、各イベントや広報誌等を利用した制度周知を積極的に推進する。 |

富士見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2026

1 目的

富士見町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要です。

このため、富士見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的します。

2 位置付け

アクションプログラムは、富士見町耐震改修促進計画を補完する施策として定めるものであり、同計画の別紙として位置付けるものとします。

3 取組内容・目標・実績

| 計画 | 令和8年度取組内容 | 令和8年度目標 |
|------|---|---|
| | <p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 木造住宅の耐震診断費を町が全額補助 ii) 木造住宅の耐震改修費の一部を町が補助(改修工事:上限115万円、除却工事:上限978.6万円) <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ダイレクトメールや地元区・集落組合をととしたパンフレットの配布や回覧板による耐震化促進を行います。 ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告時にパンフレット等で耐震改修を促します。 ・耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話等の方法により耐震改修を促します。 iii) 改修事業者の技術力向上等 <ul style="list-style-type: none"> ・県と協力し、改修事業者の技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)の向上に係る説明会等を実施します。 ・耐震改修事業者リストを作成し、公表します。 iv) 一般への普及周知 <ul style="list-style-type: none"> ・富士見町の広報、ホームページ、有線放送等を通じて耐震改修の必要性について周知します。 ・一般の住民を対象とした説明会・セミナー等を行います。 ・パンフレットやチラシを作成し、配布します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:10件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:5件 ・木造住宅の除却費補助戸数:2件 |
| | | 昨年度までの実績 |
| | | <p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:10件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:0件 <p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:5件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:2件 <p>令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:15件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:2件 除却費補助戸数:1件 <p>令和7年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:6件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:1件 除却費補助戸数:2件 |
| 自己評価 | 前年度(令和7年度)の取組実績 | 前年度(令和6年度)の課題 |
| | <ul style="list-style-type: none"> i) ・対象住宅所有者に対しダイレクトメールを送付し耐震促進を実施。 ii) ・耐震診断結果報告時にパンフレット等で耐震改修補助事業の制度周知を実施。また、耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、電話等の方法により耐震改修補助事業の制度周知を実施。 iii) ・県と協力し、改修事業者の技術力の向上に係る説明会(木造住宅耐震リフォーム達人塾)を実施。耐震改修事業者リストを公表。 iv) ・町の広報、ホームページへの掲載、チラシ配布等を通じて耐震改修補助事業の制度周知を実施。一般の住民を対象とした説明会(役場ロビー)を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断件数は前年度より増加しているが、耐震改修は目標値には達していないため、引続き補助制度の利用促進を図る必要がある。 |
| | | 改善策 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットや回覧板による耐震化促進を行うとともに、各イベントや広報誌等を利用した制度周知を積極的に推進する。 |